

令和7年度在学採用
日本学生支援機構貸与奨学金の申込みについて

1. 貸与奨学金制度の趣旨等について

貸与奨学金案内(以下、「案内」)5ページの「はじめに」参照

- ・日本学生支援機構の貸与奨学金は、経済的理由により困難かつ、勉学に優れた学生に対し貸与されるもの。
- ・「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」もので、将来の返還義務もあなたにあります。
- ・貸与を受けようとする人は、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込むこと。

2. 貸与奨学金の種類と貸与額について

案内6～7 ページを参照

3. 選考基準(学力基準)について

第一種奨学金(授業料後払い制度含む)・・・基準1及び基準2を満たす者 第二種奨学金・・・基準1を満たす者

採用種別	年次	基準1 修得単位数※1	基準2 学業成績※2
在学採用 (春)	1年次	基準を設けない。	出身大学で修得した単位のうち、評点「100～80」を3,「79～70」を2,「69～60」を1にそれぞれ換算し、1単位あたりの平均値が2.0以上であること。
	2年次	1年次の修得単位数が16単位以上であること。	1年次に修得した単位のうち、評点「100～90」を4,評点「89～80」を3,「79～70」を2,「69～60」を1にそれぞれ換算し、1単位あたりの平均値が2.5以上であること。
在学採用 (秋)	1年次	前期までの修得単位数が8単位以上であること。	前期までに修得した単位のうち、評点「100～90」を4,評点「89～80」を3,「79～70」を2,「69～60」を1にそれぞれ換算し、1単位あたりの平均値が2.5以上であること。
	2年次	前期までの修得単位数が20単位以上であること。	

ただし、基準2を満たさない第一種奨学金希望者が、教員採用試験に合格しており、大学院修了の翌年度から正規教員として採用予定である場合は、合格通知書等の写しを提出することで基準2を満たすものとする。

※1 本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みであること。「合」・「認定」は算入する。また、学部開設授業の単位は算入しない。

※2 点数以外の表記はこれに準ずるものとし、「合」・「認定」は算入しない。また、小数点以下は四捨五入しない。

4. 選考基準(家計基準)について

- ・収入・所得の上限額の目安・・・案内10 ページを参照
- ・本人及び配偶者の住民税情報により算出された貸与額算定基準額で審査される。
- ・日本学生支援機構HPに掲載の進学資金シミュレーターで試算可能。

5. 申請の流れ

1. 案内等受け取り 窓口配付 大学HPからダウンロード	①貸与奨学金案内冊子(スカラネット入力下書き用紙 在中) ②必要書類一覧兼チェックシート ③【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法
2. 必要書類の取得・作成	・生計維持者への確認や、新入生は出身大学の成績証明書の取得などに必要な日数を逆算して準備すること
3. 大学への書類提出 ＋ 奨学金確認書兼地方税同意書のセット・ スカラネット入力用識別番号の受け取り	・上記②必要書類一覧兼チェックシートと、チェックした全ての書類を提出 ・窓口で、奨学金確認書兼地方税同意書のセット受け取り ・窓口で、識別番号(ユーザID・パスワード)受け取り
4. スカラネット入力	・記入した「スカラネット入力下書き用紙」の内容を正確に入力 ・入力完了後、受付番号をスカラネット入力下書き用紙に転記
5. 奨学金確認書兼地方税同意書の郵送	・奨学金確認書兼地方税同意書を緑色の専用封筒にに入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送
6. 追加書類の提出など	・個別に電話・Live Campus(メール)等により連絡を行うので、速やかに対応を。 ・応答が無い場合、大学から日本学生支援機構への推薦手続きを行わない。 ※マイナンバー書類に不備があれば日本学生支援機構から本人に連絡がある。

6. 申請期間

期間	在学採用(春)	2回生以上	4月1日(火)～4日(金)
		1回生	4月16日(水)～23日(水)(ただし、土日を除く。)
	在学採用(秋)	全学年	10月1日(水)～10月7日(火)(ただし、土日を除く。) ※3月時点の予定。8月初旬にHPで確認すること。
時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)		
場所	学生課①番窓口		
注意	・原則、学生本人が窓口持参により申請すること。 ・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、必ず事前に学生課へ連絡すること。 ・事前に連絡が無く、期間中に申込みしない場合は、いかなる理由であっても一切申込みを受け付けない。		

7. 保証制度について

案内 18～22 ページを参照

人的保証：条件にあう連帯保証人(父又は母)、保証人(おじ又はおば等)に依頼し承諾を得て、その人による保証を受ける制度

機関保証：保証料を支払うことで保証機関(日本国際教育支援協会)が連帯保証する制度

8. 「授業料後払い制度」について…案内 11 ページを参照 (令和7年度入学者のみ申し込み可能)

(1) 概要

- ・在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付（後払い）することを目的とする仕組み。
- ・第一種奨学金の一形態として、日本学生支援機構から授業料相当額（授業料支援金）の貸与を受けるもの。
- ・貸与奨学金（授業料支援金）が直接大学に振り込まれ、授業料に充当されることで、まとまった資金を用意する負担が軽減される。また、別途、生活費分の奨学金（生活費奨学金）も貸与可能。
- ・本制度と通常の第一種奨学金の同時利用はできない。

(2) 対象者…案内 11 ページを参照

(3) 後払いできる授業料の額（授業料支援金）…年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料

- ・授業料支援金は、第一種奨学金の一形態として、JASSO から貸与を受けるもの。利用には、保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となり、上記の金額に、保証料を上乗せした金額が貸与額となる。
- ・授業料免除を受けた場合、免除後の金額（納付すべき金額）が支援対象となる。全額免除となり、納付すべき金額がない場合は、当該期（前期または後期）にかかる授業料支援金は0円となる。

(4) 授業料支援金とは別に貸与を受けられる額（生活費奨学金）

- ・…月2万円又は4万円から学生が選択する額（無利子貸与）
- ・生活費奨学金は JASSO から学生に対して振り込まれる。
- ・生活費奨学金の貸与を受けないことも可能。
- ・授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできない。
- ・保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となる。保証料は毎月の貸与月額から差し引かれる。

(5) 留意事項

- ・本制度の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金（有利子貸与）や入学時特別増額貸与奨学金（有利子貸与）の申請、本学独自の授業料免除制度への出願は可能。
- ・本制度に採用されず、かつ、本学独自の授業料免除が許可されない場合、指定する期日までに授業料を納付する必要がある。
- ・第一種奨学金と同様に、毎年、適格認定の判定が行われる。また、業績優秀者の返還免除制度への申請が可能。

9. 申請書類について（必要書類一覧兼チェックシート参照）

※提出時に書類の記載内容について説明を求められることがある。申込者本人がその内容を熟知しておくこと。

※必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがある。やむを得ない事情により、提出日に必要な全ての書類を準備できない場合は、その理由や準備できる日付等を申込時に申し出ること。

(1) 奨学金確認書兼地方税同意書

「学部・課程・分野」欄は大学院、「学科・専攻・研究科」欄は連合教職実践研究科と記入すること。

(2) スカラネット入力下書き用紙

- ・該当する全ての項目について記入すること。
- ・該当しない箇所は必ず「いいえ」を選択、「斜線を引く」、「該当なし」と記入するなど、該当しないことが分かるようにすること。（下書き1ページの「識別番号入力」欄、「ログイン」欄は空白で可）

(3) 入学時特別増額貸与奨学金の申請に係る書類（希望者のみ）

- ・書類が必要な場合は別途通知する。
 - ・希望者は、書類提出が必要となった場合に備えて、案内 28 ページを確認しておくこと。
- なお、奨学金申込時の家計基準における貸与額算定基準額が0円の場合は書類不要。

10. 採用通知と初回振込予定日

- ・採用された場合の初回振込日は以下の予定（審査状況により変動の可能性あり）。
在学採用（春）・・・6月11日（水） 在学採用（秋）・・・12月11日（木）
- ・日本学生支援機構からの通知が届き次第、個別に Live Campus にて連絡する。振込より後になる見込み。
- ・採用された場合、貸与開始希望月から初回振込月までの分がまとめて振り込まれる。
- ・金融機関名や口座番号に誤りがある場合、本人名義以外の口座を指定した場合は振込予定日に振り込まれない。

11. 採用後の手続き等（案内 54 ページ参照）

- ・諸手続きの方法は、説明会及び学生課①番窓口にて説明する。
- ・説明会等の時期は、掲示・Live Campus でお知らせをする。

12. その他

- ・提出された書類は奨学生選考の審査とそれに係る手続きに使用し、他の目的には使用しない。
- ・不明点は申請者本人が問い合わせすること

<問い合わせ>

学生課①番窓口（Tel:075-644-8559）

受付時間8:30～12:30、13:30～17:00

<土・日・祝日・夏季休業、年末年始を除く>